# 建設業法の概要

### 許可制度

### 建設業の許可を要するもの

## 許可の要件

## 建設業の許可を 要しないもの

## 国土交通 大臣許可

(2以上の (1の都道 都道府県 府県のみ に営業所を に営業所を 設置) 設置)

#### 28業種 都道府県 知事許可

(土木工事・建築工事等)

## 特定建設業許可

(3,000万円以上の 下請契約を結ぶ工事)

## 一般建設業許可

(特定建設業以外)

## 経営業務管理責任者の設置

務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を 置かなければならない)

## 営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者 等を置かなければならない

その他、財産的基礎を有していること 等

## 500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、 1500万円未満又は150㎡未満 の木造住宅丁事)

### 技術者制度

建設丁事の適正 な施工の確保

## 監理技術者の設置

(3.000万円以上の 下請契約を結ぶ丁事

## 主任技術者の設置

(全ての建設工事)

### 技術者の 専任配置

(公共性のあ る工作物に 関する丁事 を行う場合)

#### 監理技術者資格 者証保持者の 選任

(国·地方公共団体 等が発注する工事を 行う場合)

## 監督処分

許可を有さない者に対しても処分可能

## 法令遵守の実効性を確保するため 不適格な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

指示処分 営業停止処分 許可取消処分 罰則の適用

### 請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務 請負契約の書面締結義務等 請負契約の片務性の改善 下請負人保護の徹底

### 経営事項審査

### 経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

経営規模 経営状況 技術力 その他

#### 紛争の処理

### 建設工事紛争審查会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省 及び都道府県に設置

あっせん 調停 仲裁